

枚方市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和元年（2019 年）12 月 27 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	分 林 義 一
同	鍛冶谷 知 宏
同	大 地 正 広

1. 監査の対象

(1) 対象部課

産業文化部 産業文化政策課
商工振興課
ひらかた賑わい課
農業振興課
文化振興課
生涯学習課
プレミアム付商品券室

(2) 対象事務

令和元年度（2019年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和元年（2019年）9月2日（月）から令和元年（2019年）12月26日（木）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【指摘・改善事項】

[農業振興課]

○農業振興に係る補助金交付の事務処理について

農業振興課では、農業の振興を図ることを目的に各種の補助金を交付している。

これらの補助金のうち、土地改良事業等補助金においては、補助金対象工事に係る契約書の工期日付と添付されている書類の日付に齟齬がある等、書類の不備があるにもかかわらず、補助金が交付されている事例があり、また、農畜産物直販事業補助金においては、実施回数の確認が不十分であり、実施回数以上に補助金が交付されている事例があるなど、補助金の交付決定に際して必要な確認が十分に行われていない事例が多数見受けられた。

今後は、補助金の交付に際しては、実地調査等を行うなど、チェック体制を整備することはもとより、公金の支出に携わっていることを深く自覚し、適正に事務を執行するよう指摘する。

【意見・要望事項】

[産業文化政策課]

○観光施策の取組について

産業文化政策課では、枚方市の魅力向上、交流人口の増加及び経済活性化の三つを目指すものに掲げて策定された観光施策に関する考え方にに基づき、民間とも連携しながら新たな事業や種々の取組を行っている。

今後は、これらの課題等を分析・検証することにより、観光施策を効果的に推進するよう要望する。

[商工振興課]

○商店街等活性化促進事業補助金の交付事務について

商工振興課では、市内の商業の振興を図るため、商店街等の活性化に関する事業を主体的に企画し、実施する商業団体に対して枚方市商店街等活性化促進事業補助金を交付する事務を行っている。

平成 30 年度から、同補助金の交付対象事業として、新たに創設された空き店舗活用事業については、同事業に係る枚方市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱の規定内容と庁内協議等を経て決定された制度内容とが合致していない中で、補助金の交付事務が行われていた時期があった。

同要綱の不整合については、要綱改正が行われることにより、すでにその解消が図られているが、今後は、要綱を制定するに当たっては、その規定内容を十分確認し、適正な事務執行を行うよう要望する。

[ひらかた賑わい課]

○賑わい創出への取組について

ひらかた賑わい課では、各団体の事業の支援等を通して、マルシェ・ひらかたや枚方まつり、七夕ジャンボ笹飾りイベントなど、本市の賑わい創出に向けた取組を行っている。

今後も、本市に人々が集い、交流し、さまざまな活動が活発に展開される拠点づくりを進めるとともに、本市の賑わい創出に向けた取組をより一層推進するよう要望する。

[農業振興課]

○農業振興課が会計を担っている協議会等の事務のあり方及び会計処理について

農業振興課では、農業の振興を図るため、各種の協議会や農業団体等と連携しており、これらの団体の中には、本市から事業を委託したり、補助金や負担金を交付しているものも多数あり、また、規約等で農業振興課が事務局となって会計事務を担っているものもある。

平成 25 年度の定期監査においても、それらの団体のあり方について、見直しを図るとともに、その自立を促すよう要望しているが、依然として、農業振興課では、多くの

団体の会計事務を担っており、その見直しが十分に図られているとはいえない状況となっている。

さらに、これらの団体の中には、本市から補助金・負担金等の交付はなく、農業振興課が事務局を担う理由が明確でない団体もあり、団体の金銭の管理に際しても、「公金外金銭の適正管理に関する指針」に基づいたチェックも行われていなかった。

今後は、公金外金銭の取扱いが例外的に認められているものであることを踏まえ、農業振興課が会計事務を担う必要性が乏しいものについては、その取扱いを解消していくよう要望する。

[文化振興課]

○文化国際財団に対する補助金の処理について

文化振興課では、文化国際財団が事業を円滑に行うため、毎年度、補助金を交付している。同補助金のうち人件費に相当する部分については、消費税を含めた額で積算していたものの、その後、不課税であるとの判断を税務署から受けたため、文化国際財団において、還付を受けるために過年度に遡って更正の請求がなされている。

今後は、補助金の申請内容をより慎重に審査し、補助金の交付事務を適正に行うよう要望する。

[生涯学習課]

○生涯学習市民センターの使用料に関する事務について

指定管理者による管理がなされている生涯学習市民センターにおいて、使用料の減免については所管課において減免の決定がなされることになっているが、必要な決裁処理が行われていなかった。また、生涯学習市民センターの一部で、附属設備使用料の減免額の計算誤りにより、使用者に対し過大に使用料を請求している事例や、使用料を還付することができる期日を超えているにもかかわらず、使用料を還付している事例も見受けられた。

使用料の減免申請に係る事務手続の遺漏や減免の適用誤りについては、これまでも他部署で同様の事例があり、意見・要望を行ってきたところである。

今後は、使用料の減免及び還付に際しては、枚方市立生涯学習市民センター条例及び同条例施行規則並びに枚方市事務決裁規程に基づき適正に事務を行うよう要望する。

[プレミアム付商品券室]

特に指摘すべき事項はなかった。